(2)　前号ホ(2)に該当する場合　五十七万円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、七十二万円）
(3)　前号ホ(3)に該当する場合　八十五万五千円（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、百八万円）
ヘ　前号ヘに該当する建設事業主　次の(1)及び(2)に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額
(1)　前号ヘ(1)に該当する場合　次に掲げる額の合計額（一の事業年度につき、その額が二百万円を超えるときは、二百万円）
(i)　前号ヘ(1)(i)から(iv)までに掲げる事業に要した経費の額の二十分の九（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、五分の三）（中小建設事業主にあっては、五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三））に相当する額
(ii)　前号ヘ(1)(v)に掲げる事業に係る雇用管理研修等を受けさせた労働者一人につき、七千六百円（生産性要件に該当する建設事業主にあっては、九千六百円）に、当該雇用管理研修等を受けさせた日数（一の雇用管理研修等について六日分を限度とする。）を乗じて得た額
(2)　前号ヘ(2)に該当する場合　前号ヘ(2)に該当する雇入れに係る建設労働者一人につき、四万円に、当該雇入れの期間の月数（三月分を限度とする。）を乗じて得た額
ト　前号トに該当する建設事業主団体等　前号ト(1)又は(2)に掲げる事業に要した経費の額の二分の一（中小建設事業主団体等にあっては、三分の二）に相当する額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円（全国的な建設事業主団体等及び都道府県団体等（一の都道府県の地域における一の建設事業主団体等であって、当該都道府県の地域における建設事業主（元方事業主に限る。）の相当数をその構成員又はその連合団体を構成する団体の構成員とするものをいう。）にあっては、その額が二千万円を超えるときは、二千万円））
チ　前号チに該当する職業訓練推進団体　一の事業年度につき、当該職業訓練推進団体が職業訓練の推進のための活動に要した経費の額の三分の二に相当する額（規模五万人日以上の職業訓練を行う場合にあっては、その額が一億五百万円を超えるときは、一億五百万円、規模四万人日以上五万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が九千万円を超えるときは、九千万円、規模二万人日以上四万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が七千五百万円を超えるときは、七千五百万円、規模二万人日以上三万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が六千万円を超えるときは、六千万円、規模二万人日未満の職業訓練を行う場合にあっては、その額が四千五百万円を超えるときは、四千五百万円）
リ　前号リに該当する職業訓練推進団体　当該設置又は整備に要する経費の額の二分の一に相当する額（その額が、三億円を超えるときは、三億円）
ヌ　前号ヌに該当する中小建設事業主　一の事業年度につき、同号ヌの貸与に要する経費の五分の三（生産性要件に該当する中小建設事業主にあっては、四分の三）に相当する額（その額が六十万円を超えるときは、六十万円）（岩手県、宮城県又は福島県においては、一の事業年度につき、同号ヌの貸与に要する経費の三分の二に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円））